

審査請求にあたって

1 基本的事項

- 1) 審査請求は、訴状に相当するものであって、社会保険審査官及び審査会法施行令に定められた事項は、必ず記入しなければなりません。
- 2) 申請にあたっては、事実のみを記入してください。事実と反すること、推測、又は誇張等の記載がある場合は、補正命令、又は申請が却下となる場合があります。
- 3) 法律の改正、制度の改正等の内容については、審査の対象となりません。又行政機関の対応等の改善を要望するもの等は、審査の対象となりません。
- 4) 審査請求は、原処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に行われなければなりません。

2 審査請求書の書き方

1) 審査請求人本人による請求の場合

- ① 「請求人住所氏名等」欄には、審査請求する本人の氏名等を記入してください。なお、審査請求人となることのできる者とは、審査請求をしようとする原処分を受けた本人（当事者）であって、その処分に不服のある者に限られます。したがって、その他の者は、第三者ですから、利害関係人又は代理人となることはあっても、審査請求人となることはできません。
- ② 「代理人住所氏名等」欄は、審査請求人が代理人を立てないときは、記入しないでください。

2) 代理人を立てて請求する場合

- ① 「代理人住所氏名等」欄には、代理人となる方の氏名等を記入してください。なお、「代理人」とは、本人との契約に基づき、本人の名で、かつ、本人に代わって自己の意志で行為をし、又は受ける者となります。

- ② 「委任状」欄の「この審査請求については〇〇〇を私の代理人にいたします。」のこの〇〇〇には、代理人の氏名を記入し、「審査請求人氏名」は、請求人の氏名を記入してください。
なお、この「委任状」に、収入印紙は必要ありません。

3) 共通事項

- ① 「給付を受けるべき者」欄には、遺族基礎年金、未支給金等、被保険者等であった者が、死亡したことによって請求できる権利者が審査請求する場合に記入してください。
- ② 審査請求しようとする原処分者から送付された「処分の決定通知書」の写し（コピー）をかならず添付してください。
- ③ 審査請求書の「審査請求の趣旨及び理由」欄には、あなたが社会保険審査官に対して求める内容（決定）及び処分に対する不服理由をなるべく詳しく記入してください。（箇条書きでも結構です。）
- ④ 審査請求書の添付書類は原則として、A 4 版としてください。
- ⑤ この審査請求書の提出先は次のとおりです。わからないことがありましたらお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

〒060-0808

札幌市北区北8条西2丁目1-1

札幌第1合同庁舎 8階

北海道厚生局 社会保険審査官室

電話 011-709-2311（代表）